

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和3年第4回定例会提出予定議案の説明

(4) 議案第171号 川崎市身体障害者更生資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第171号 川崎市身体障害者更生資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和3年11月24日

健康福祉局

議案第171号 川崎市身体障害者更生資金貸付条例の一部を改正 する条例の制定について

1 条例改正の背景

成年年齢を20歳から18歳に引き下げることとされた民法の一部改正(令和4年4月1日施行)による、川崎市身体障害者更生資金貸付条例の一部改正

2 条例の改正内容

更生資金の貸付けの対象となる年齢を次のとおりとするもの

「20歳以上」→「成年者」

※ 更生資金とは、生業を営むに必要な資金並びに知識及び技能を修得するに必要な資金をいう。

※ 成年者とは、令和4年4月1日以降は、18歳以上の者をいう。

3 施行期日

令和4年4月1日

川崎市身体障害者更生資金貸付条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市身体障害者更生資金貸付条例 昭和29年6月25日条例第23号 (借受人の資格)</p> <p>第6条 更生資金の貸付けを受けようとする者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている<u>成年者</u>及び恩給法（大正12年法律第48号）により傷病年金又は増加恩給の支給を受けている<u>者</u>で、次の各号の要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) 本市に引き続き1年以上居住していること。 (2) 事業計画が具体的で成業の見込みがあること。 (3) 貸付金の償還が確実と認められるとき。 (4) 確実な保証人があること。</p>	<p>○川崎市身体障害者更生資金貸付条例 昭和29年6月25日条例第23号 (借受人の資格)</p> <p>第6条 更生資金の貸付けを受けようとする者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている<u>20歳以上のもの</u>及び恩給法（大正12年法律第48号）により傷病年金又は増加恩給の支給を受けている<u>もの</u>で、次の各号の要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) 本市に引き続き1年以上居住していること。 (2) 事業計画が具体的で成業の見込みがあること。 (3) 貸付金の償還が確実と認められるとき。 (4) 確実な保証人があること。</p>